

平成 26 年度整備着工分

「特定施設入居者生活介護」開設事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

- 本市における特定施設入居者生活介護事業者（以下「特定施設」といいます。）を始めとする施設・居住系サービス事業所等の整備は、「第 5 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや 2012）」に基づき計画的に進めています。
- 今般、この整備計画に基づき、特定施設の開設を希望される事業者を募集することとしました。開設を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令（介護保険法、建築基準法、消防法、都市計画法等）、関係条例等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

2 募集内容

(1) 募集数

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| <input type="radio"/> 混合型特定施設 | 定員 239 床分 |
| <input type="radio"/> 介護専用型特定施設 | 定員 100 床分 |

【募集数の内訳】

- ・ 第 5 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる平成 24～26 年度の新規整備計画数 420 床分（混合型特定施設）から昨年度採択した 209 床分を差し引いた「211 床分」
- ・ 過去に採択された整備計画のうち辞退の届出があった混合型特定施設「28 床分」及び介護専用型特定施設「100 床分」

※介護保険法第 70 条第 5 項及び介護保険法施行規則第 126 条の 5 に基づく混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（要介護者・要支援者）は $239 \text{ 床} \times 0.7 = 167 \text{ 床}$ となります。

※地域密着型特定施設（定員 29 名以下の介護専用型特定施設）は、今回の募集の対象となりませんのでご注意ください。

※同一敷地において、混合型特定施設と介護専用型特定施設の整備計画を重複して提出することはできませんのでご注意ください。

(2) 整備施設種別

- | |
|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 介護付き有料老人ホーム |
|-----------------------------------|

特定施設入居者生活介護を提供する施設として整備募集するのは、「介護付き有料老人ホーム」とします。また、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を予定している場合も応募は可能です。

施設整備に関しましては、特定施設入居者生活介護としての基準を満たすとともに、名古屋市の定める「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合する必要があります。「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に関しましては、NAGOYA かいごネット（アドレス <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>）からご確認ください。

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準につきましては、住宅都市局住宅企画課（名古屋市役所西庁舎 5 階 TEL972-2944）へご相談ください。

(3) 整備着工時期

- | |
|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 平成 26 年度中に整備着工 |
|--------------------------------------|

新築・増改築・改修の場合、平成 26 年度中に整備着工していただくことを条件とします。

(4) 募集する圏域

市内の全区域

圏域（区）による募集の制約は設けず、市内全域で募集します。
ただし、応募が多数となった場合には、後述の考え方にに基づき選考を行います。

(5) 事業所の整備形態

新築・増改築・改修を問いません。

施設整備は、新築整備、既存建物の増改築・改修による整備、いずれの形態でも構いません。
また、既に開設している住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅からの転換も可とします。

ただし、既に開設している混合型特定施設から介護専用型特定施設への転換、介護専用型特定施設から混合型特定施設への転換は不可とします。

(6) 事業所整備に係る補助金

整備補助はありません。

整備形態の如何を問わず、施設整備に係る補助金制度はございません。全て、事業者の自己資金等による整備となります。

3 応募要件

(1) 法人であること

事業者指定は法人でなければ受けることができません。そのため、事業者指定を前提とする今回の応募に際しても法人であることが必要です。

(2) 介護保険法に規定する欠格事由に該当しないこと

○ 事業者指定にあたっては欠格事由があり、介護保険法の規定により、申請者又は法人の役員が指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合などは、事業者指定を行うことができません。

そのため、応募に際しては、当該規定に該当しない旨の誓約書の提出をお願いします。

○ 協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。

(3) 適正な事業計画の策定

介護保険関係法令等の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定をお願いします。

(4) 複数計画の応募

同一法人による複数計画の応募も可能です（同一敷地における複数計画は不可）。

4 施設整備計画の策定にあたっての留意事項

有料老人ホームとして、名古屋市の定める「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿うことはもちろん、以下の点にも留意の上、施設整備計画の策定をお願いします。

(1) 高齢者に配慮した事業所整備

特定施設入居者生活介護の利用者は要介護状態にある高齢者の方となりますので、新築、増改築、改修など事業所の整備形態を問わず、十分に高齢者に配慮した施設整備計画の策定に努めてください。

(2) 立地条件

有料老人ホームについては、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針において、「入居者が健康で安全な生活を維持できるよう、交通の利便性、地域の環境、災害に対する安全性及び医療機関等との連携等を考慮して立地すること。特に、有料老人ホームは、入居者である高齢者が介護等のサービスを受けながら長期間にわたり生活する場であることから、住宅地から遠距離であったり、入居者が外出する際に不便が生じるような地域に立地することは好ましくないこと。」とされています。また、特定施設入居者生活介護の運営基準においては、「その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。」とされています。

そのため、施設整備予定地の検討には、これらの趣旨を十分に踏まえご検討ください。

(3) 施設等の所有形態

施設は、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針にも示されるとおり、土地及び建物ともに法人の自己所有であっても、賃借の物件であっても構いません。ただし、賃借の場合は、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、その契約関係について一定の要件を満たしていただく必要があります。

なお、今回の応募に際し、土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結してください。

(4) 建築基準法等関係法令の遵守

特定施設入居者生活介護の提供を行う事業所の建物については、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等の遵守も必要です。

○新たに事業所を建設する場合

新たに事業所を建設される場合の開発の許可及び確認等については、事前に住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2770）へご相談ください。

○既存の建物を改修する場合

既存の建物を増築や改修して事業所とする場合には、建築基準法により用途変更申請を要することが考えられますので、事前に住宅都市局建築審査課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2929）へご相談ください。

○消防用設備等の設置について

要介護状態の方が利用する特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）には、消防用設備等の設置が義務付けられています。

そのため施設整備計画を策定する際の消防用設備等の取扱いに関しましては、事前に施設整備予定地を管轄する消防署、又は名古屋市消防局予防部指導課指導係（名古屋市役所本庁舎1階 TEL972-3551）へご相談ください。

＝消防用設備等の概要＝

- ・スプリンクラー設備 : 延床面積が 275 m²以上の事業所に設置が必要。
- ・自動火災報知設備 : 全ての事業所に設置が必要。
- ・火災通報装置 : (消防機関へ通報する火災報知設備) 全ての事業所に設置が必要。
- ・消 火 器 : 全ての事業所に設置が必要。

(5) 地元説明

整備計画の応募に際しましては、町内会や自治会を始め地域住民の方々、施設整備予定地の近隣の方々に対して十分な説明を行ってください。整備協議書の提出時には、その結果や経過について別に用意します様式の提出をお願いします。(配布したチラシ等があれば、参考として合わせて添付ください。)

なお、説明にあたっては、「名古屋市に応募し、整備計画が採択されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分に留意ください。

(6) 非常災害対策等

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針及び特定施設入居者生活介護に係る運営基準において、火災や風水害などに備えて非常災害対策を講じておくこととされています。

昨今の痛ましい火災事故の発生などを踏まえ、施設開設後における非常災害対策の策定に向けた方針など、可能な限り具体的に事業計画として記載ください。

なお、火災等の非常災害への対策に関しましては、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

5 整備協議の方法

特定施設の整備協議を希望される場合、まず、「整備事前協議申出書」の提出をいただき、その後「整備協議書」の提出をいただくこととなります。

これらの様式に関しましては、本市の介護保険制度に関するホームページとなります「NAGOYA かいごネット(ホームページアドレス <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>)」からダウンロードの上、ご利用ください。

なお、いずれの書類の提出に際しましても、事前に当課までご連絡の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

(1) 整備事前協議申出書の提出

提出期限：平成25年9月13日(金) 17時まで

本募集要項に則り応募される法人の方は、別に用意する「平成26年度整備着工分 特定施設入居者生活介護整備事前協議申出書」を上記の期限までに提出してください。(期日厳守。同日以降の整備事前協議申出書の受付は一切行いません。)

この整備事前協議申出書の提出をいただいていない場合、整備協議書の受付は行いませんので留意ください。

(2) 整備協議書の提出

提出期限：平成25年10月31日(木) 17時まで

正式な整備協議書は、(1)による整備事前協議申出書の提出後、上記の期限までに提出いただきます。(期日厳守。同日以降の整備協議書の受付は一切行いません。)

この整備協議書は、整備事前協議申出書の提出を期限までにいただいていない場合、受付をいたしませんのでご注意ください。

なお、整備協議書には多岐にわたる書類の添付が必要であり、資料作成等にかかなりの時間を要するとともに、整備相談の中で修正等が生じることが考えられますので、ゆとりを持った書類作成を心がけてください。

(3) 「整備協議書」の提出に関する留意事項

- 提出いただいた書類は返却しません
- 提出書類は、A4判でファイルに綴じ、項番ごとにインデックスを付けた上で、1部を提出してください。
- 提出書類のうち、贈与契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。
 なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

平成〇年〇月〇日
 〇〇会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇〇〇 印

6 審査・選考

(1) 審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。
 なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

(2) 選考

募集人数分以上の整備計画の応募があった場合など、事業者の選考を行います。
 選考にあたっては、別添資料2「特定施設入居者生活介護の適格基準」をすべて満たす整備計画について、別添資料2-2「特定施設入居者生活介護の評価表」に基づく採点を行い、評価点数の高い整備計画から順に採択します。(適格基準を満たさない計画については採点を行いません。)
 ただし、優先順位が上位の整備計画を採択した場合に整備目標数を超える場合は、整備目標数以内となる最も優先順位が上位の整備計画を採択します。

(3) 選考結果の通知

○ 平成25年12月末

選考結果につきましては、「平成25年12月末」をめどに各事業者あて通知する予定です。
 選考時の評価点数については、事業者からの求めに応じて公開します。
 なお、整備計画が選択された各事業者については、後日、ご参集いただき、事業所開設までの説明会を行う予定です。

7 募集・採択スケジュール

25 年 度	7月下旬	広報	○特定施設入居者生活介護開設事業者募集開始
	8月1日 ～ 10月末	募集期間	○整備相談 ○整備事前協議申出書の提出 : 提出期限「平成25年9月13日(金)」 ○整備協議書の作成及び提出 : 提出期限「平成25年10月31日(木)」
	11・12月	審査等	○整備協議書内容の確認 ヒアリング、現地確認などの実施
	12月末	計画採択	○計画採択
		結果通知	○応募法人あて結果通知の送付

8 その他留意事項

- 「採択」された事業計画について、施設整備予定地及び定員数の変更は認めません。また、やむを得ない事情により開設時期や計画内容の見直しが必要となった場合は、本市と協議を行うものとします。なお、平成27年3月末までに着工に至らないときは、「採択」が取消しになる場合があります。
- 本市が必要と判断した場合は、本市からの書類の追加及び補正を求めることがあります。
- 土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結してください。
- 応募いただいた後、あるいは、選考による採択後にやむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、申請者の署名及び捺印のある辞退届（任意様式）を提出してください。
- 応募相談及び協議書類の提出は、運営法人の方の同席をお願いします。基本的に、代行申請は不可とします。

お問い合わせ・ご相談は

今回の募集に関するお問い合わせやご相談、また、「整備協議書」の提出は、次までお願いします。
なお、ご来庁時には、必ず事前にご連絡ください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係
(市役所本庁舎2階)

電話 052(972)2539

FAX 052(972)4147

介護保険法等の確認は

「名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」厚生労働省令「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を始め、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページで確認ください。

NAGOYA かいごネット

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<http://www.wam.go.jp>

以下にお示しするものは、特定施設入居者生活介護に関する人員、設備に関する基準の概要です。
このほか、名古屋市の定める「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿った整備計画である必要があります。

【事業の概要】

特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護とは、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするもの。
【参考】 介護保険法上の定義 第8条第11項	この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第20項に規定する地域密着型特定施設（介護専用型特定施設であり、入居定員が29名以下であるもの）でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

- 厚生労働省令で定める施設
 - 養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 厚生労働省令で定める事項
 - 当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項。
- 厚生労働省令で定める日常生活上の世話
 - 入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話。

【特定施設入居者生活介護の取り扱い方針】

取扱方針	I	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
	II	特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
	III	指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
	IV	指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
	V	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
	VI	自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【指定基準の概要】

人 員 基 準	管理者	職務	原則として、専ら事業所の管理業務に従事する。		
		兼務	業務に支障がなく、次に該当する場合には、他の職務を兼ねることができる。 ・当該施設の他の職務に従事する場合 ・同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接している他の事業所、施設等の職務に従事する場合		
		勤務形態	常勤であること。		
	生活相談員	人数	常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上。		
		資格	社会福祉主事・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士などの資格を有していることが望ましい。		
		勤務形態	1人以上は、常勤であること。		
	看護師 若しくは 准看護師 又は 介護職員	配置基準		看護職員（看護師、准看護師）及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の配置が必要。	
		看護職員	人数	(1) 利用者の数が30を超えない施設にあつては、常勤換算方法で1以上であること。 (2) 利用者の数が30を超える施設にあつては、常勤換算方法で1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。	
			勤務形態	1以上は常勤であること。	
		介護職員	人数	常に1以上のサービス提供に当たる職員が確保されること。	
			勤務形態	1以上は常勤であること。	
		機能訓練 指導員	人数	1以上。	
	資格		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復士又はあん摩マッサージ指圧師		
	兼務		業務に支障がない場合には、当該特定施設の他の職務に従事することができる。		
	計画作成 担当者	人数	1以上。（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）		
		資格	介護支援専門員であること。		
職務		原則として、専ら特定施設サービス計画の作成に従事する。			
兼務		業務に支障がない場合には、当該特定施設の他の職務に従事することができる。			

設備基準	建物の構造	耐火・準耐火構造	耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2)又は準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3)でなければならない。	
		耐火・準耐火構造以外の構造	I	スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
			II	非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
			III	避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する非難路の確保等により、円滑な非難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
		その他	利用者が車いすで円滑に異動することが可能な空間と構造を有すること。 具体的には、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいう。	
	介護居室	定員	1の居室の定員は1人(個室)とする。ただし、利用者処遇に必要な場合には2人とすることも可能。(夫婦部屋などを想定)	
		広さ	プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さを有すること。	
		その他	・地階に設けてはならないこと。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。	
	一時介護室	広さ	介護を行うために適当な広さを有すること。	
		設置の例外	利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合には設けないことができる。	
	浴室	広さ	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	
	便所	配置	居室のあるフロアごとに設置すること。	
		その他	非常用設備を備えていること。	
	食堂	広さ	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	
機能訓練室	広さ	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。		
	設置の例外	他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては設けないことができる。		

特定施設入居者生活介護の適格基準

① 申請法人について

適 格 基 準
法人代表者及び役員について介護保険事業者指定基準に適合する者であること。
介護保険事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況から、本事業の運営法人として問題がないと認められること。
経営状況が良好と認められ、本事業の設置及び運営に問題がないと認められること。

② 事業計画について

適 格 基 準
本事業の運営に関する方針に具体性があり、介護サービスの趣旨を十分に踏まえたものであること。
資金収支計画において、本事業が適正に運営されると認められること。
事業所計画用地が、住宅地またはこれと同程度の地域にあると認められること。
事業所計画用地が、環境、防災、交通の利便性が適当と認められること。
事業所が、指定基準及び名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針上の各設備基準(もしくはサービス付き高齢者向け住宅の登録基準)を満たすほか、利用者に十分配慮され、安全で快適な日常生活を営めるよう配慮されていること。
職員の確保について具体的な方策が認められること。
事業計画用地の確保に具体性が認められること。
利用者からの苦情等への対応、行政機関との連携・調整方法など具体的な手法の提案があること。
有料老人ホーム(もしくはサービス付き高齢者向け住宅)の整備に関し、所管課に対して適切に整備協議が行われていること。

③ 地域への説明について

適 格 基 準
地域住民を始め町内会等への説明が行われており、整備計画が支障なく達成できる状況にあると認められること。

特定施設入居者生活介護の評価表

1 利用料金 50点満点**【一時金 20点】**

0円	1円 ～1,000,000円	1,000,001円 ～2,000,000円	2,000,001円～
20点	10点	5点	1点

【月額利用料 20点】

～140,000円	140,001円 ～150,000円	150,001円 ～160,000円	160,001円 ～170,000円	170,001円 ～180,000円	180,001円 ～190,000円
20点	18点	16点	14点	12点	10点

190,001円 ～200,000円	200,001円 ～210,000円	210,001円 ～220,000円	220,001円 ～230,000円	230,001円～
8点	6点	4点	2点	1点

【加点 10点】

一時金 2,000,000円以下かつ月額利用料が 165,000円以下の場合は 10点加点

※一時金 2,000,000円は 70歳以上の貯蓄額の第 1 十分位数を参考
月額利用料 165,000円は厚生年金の平均月額を参考

2 地域バランス 25点満点**【整備率に基づいた区ごとの配点 16点】**

区	配点	区	配点
中川区	16点	中村区	15点
南区	14点	東区	13点
西区	12点	天白区	11点
昭和区	10点	緑区	9点
瑞穂区	8点	熱田区	7点
守山区	6点	千種区	5点
港区	4点	北区	3点
名東区	2点	中区	1点

【他事業所との距離的バランス 4点】

計画地の半径 1km以内に特定施設入居者生活介護事業所が存在しない	4点
計画地の半径 500m以内に特定施設入居者生活介護事業所が存在しない	2点
計画地の半径 300m以内に特定施設入居者生活介護事業所が存在しない	1点

【交通機関の利便性 5点】

計画地の半径 300m以内に地下鉄・JRなどの鉄道駅（ゆとりーとラインの軌道法区間（大曾根～小幡緑地）も含む）が存在している	5点
計画地の半径 500m以内に地下鉄・JRなどの鉄道駅（ゆとりーとラインの軌道法区間（大曾根～小幡緑地）も含む）が存在している	3点
計画地の半径 1km以内に地下鉄・JRなどの鉄道駅（ゆとりーとラインの軌道法区間（大曾根～小幡緑地）も含む）が存在している	1点

3 運営実績・計画内容 25点満点**【運営実績 10点】**

特定施設入居者生活介護、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の運営実績 3年以上（平成 25 年 8 月 1 日時点で運営実績 3 年以上）	3点	
運営している事業所等が、「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」によるユーザー評価または福祉サービス第三者評価を受けている（平成 24 年度）	2点	
損益計算書又は事業活動収支計算書	直近 2 年黒字	3点
	直近 1 年黒字	2点
外部監査（公認会計士又は監査法人による財務諸表の監査）を実施している	2点	

【計画内容 15点】

耐火建築物であり、かつ、新耐震基準に適合する建築物である	3点	
入居者 1 人あたり食堂 2 ㎡以上、機能訓練室 1 ㎡以上の面積を確保している	3点	
トイレの設置	すべての居室に設置している	3点
	利用者 3 人に対して 1 箇所以上設置されている	1点
居室のある階ごとに浴室を設置している	3点	
2 階以上のすべての居室に面して、バルコニーが避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニーから地上に通ずる階段が設けられている	3点	

※ 評価点が同点の場合は、月額利用料の低廉な事業者を優先

○介護付有料老人ホーム整備状況

区	高齢者人口 (平成25年4月)	介護付有料老人 ホーム定員数 (平成24年度末)	整備率 (高齢者人口比)	未整備率順位 (高齢者人口比)
千種	35,095	416	1.1854%	12
東	15,955	133	0.8336%	4
北	41,731	573	1.3731%	14
西	33,157	277	0.8354%	5
中村	34,559	279	0.8073%	2
中	14,900	555	3.7248%	16
昭和	23,237	218	0.9382%	7
瑞穂	25,820	248	0.9605%	9
熱田	15,681	154	0.9821%	10
中川	48,352	378	0.7818%	1
港	33,718	436	1.2931%	13
南	36,903	303	0.8211%	3
守山	36,834	377	1.0235%	11
緑	46,223	442	0.9562%	8
名東	29,721	415	1.3963%	15
天白	30,032	260	0.8657%	6
計	501,918	5,464	1.089%	

* 定員数には、現在整備中の施設を含む。